広報



題字:山根玉峰(佐那河内村 第一号名誉村民) 写真:写真家 米津光

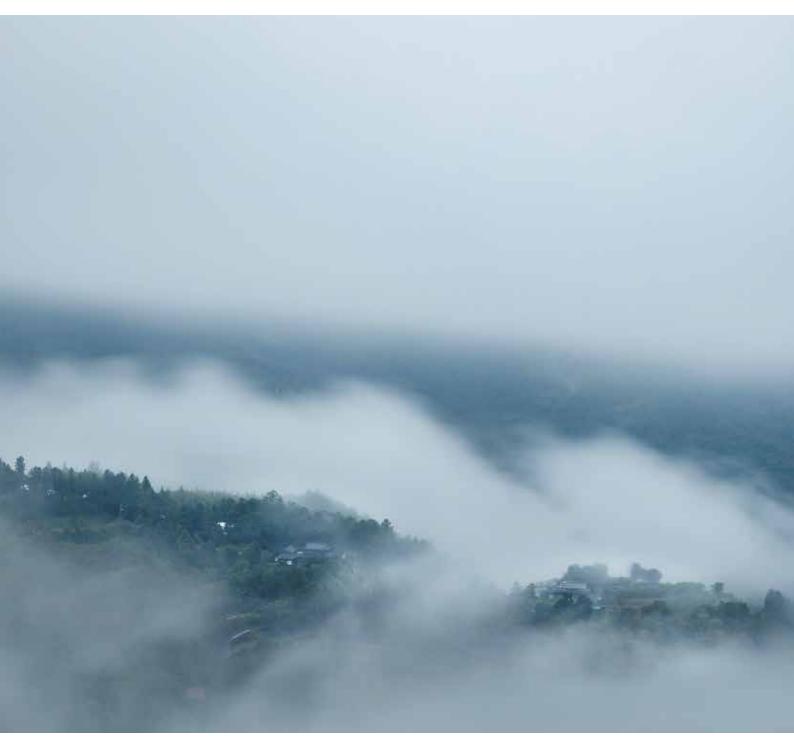


2022 December / No.597

12月号

佐那河内村広報誌

令和4年12月15日発行





10.29 [土曜日] - 10.31 [月曜日] 於:栃木県

# 全国障害者スポーツ大会 フライングディスク競技で優勝!&4位入賞!!

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大 会 にて、梶本義則さん(村内下)と佐々木由子さん(村 内 L) がフライングディスク競技に出場しました。

フライングディスク競技のうち、5メートル離れた円形 のゴールに10連投して入った枚数を競うアキュラシーで、 梶本さんは10投中9投を成功させ優勝しました。また、 佐々木さんは10枚中7枚を成功させ4位に入賞しました。

当日は半袖になるほどの暖かさで、周囲の期待も高い中、 見事な成績を収められました。おめでとうございます。





### 11.2 [水曜日]

# ようこそ佐那河内小学校へ ~国際交流集会~

佐那河内小学校で国際交流集会を 開催しました。

今年度は、韓国にルーツをもつ大 岡令奈さんと新疆ウイグル自治区出 身の清水イリムラティさんをお迎え しました。おふたりには、韓国や新 疆ウイグル自治区の生活や食べ物に ついて教えていただきました。子ど





もたちからは「ゲームは韓国語で何と言うのですか」など質問しました。

興味深いお話で、あっという間に45分が過ぎました。子どもたちは、まだまだ聞いていたい、もっと質 問したいという雰囲気に溢れていました。

11.6 [日曜日] 於:村役場村民ホール

# 第2回佐那河内村学術講演会 「棟付帳にみる江戸時代佐那河内の姿 |

講師に「徳島県立文書館 金原祐樹 館長」をお招きし、ご講演いただきました。

村内外から53人のみなさまにご来場いただき、稲木家文書に残る棟付帳から、江戸時代に おける本村での当時の人々の暮らしぶりや龍王鍛冶 (刀鍛冶)、郷鉄砲 (鉄砲を預けられた者) といった生業が存在していたことをご紹介いただきました。また、文化8年(1811年)には、上 佐那河内村は350軒、1,400人の大村であったそうです。

この学術講演会は、「阿波学会」のご後援をいただきながら開催しています。映像や写真な ど交えながらわかりやすくご講演いただいていますので、みなさまのご参加をお待ちしています。

●第3回佐那河内村学術講演会 演題:「佐那河内村の植物について」

《とき》令和5年1月15日(1) 10:00~ 《ところ》佐那河内村役場 村民ホール

《講師》徳島県立博物館 植物担当学芸員 小川 誠 課長





▲徳島県立文書館 金原 祐樹館長

# 県立防災センターへ社会見学

佐那河内保育所つき組とほし組で社会見学 (県立防災センター) に行きました。

防災センターでは、火災や風、煙などの災害を想定した体験コーナーを回りました。実際に消火器を使っ たり、風速20メートルを体験したり、子どもたちは真剣なまなざしで取り組んでいました。これを機に危 険に対する意識が高まることを期待します。







### 11.11 [金曜日]

# 佐那河内保育所 親子オリエンテーリング

とくしま動物園にて親子オリエンテーリングを行いました。

園内で用意していた4つのポイントをラリー形式で親子が回り、その途中で展示しているホッキョクグ マやカピバラなどを見てきました。当日は誕生したライオンの赤ちゃんも公開したばかりで、子どもたち は赤ちゃんに興味津々でした。



▲ピクニック広場でクイズに挑戦。当たるかな。



▲ホッキョクグマのポポロです。にらめっこしましょ。



▲最後のポイントのフォトコーナーです。撮影も終わり少し休憩します

### 11.15 [火曜日]

# 歯ブラシ回収による本の贈呈と村のごみ分別講習会

今年度より村内各集積所に歯ブラシ回収ボックスが設置され、みなさまのご協力によりたくさんの歯ブ ラシが集まりました。回収した歯ブラシをリサイクルしたポイントで、仲間の会から書籍「未来を変える 目標SDG s アイデアブック」が佐那河内小学校に寄贈され、その後、6年生を対象にごみ分別講習会が行 われました。受講した子どもたちからは、「歯ブラシが植木鉢になるってすごい。歯ブラシ1200本で本が

もらえて、環境にもいいなら僕も集めたい。 「お菓子の袋も少し洗えば資源になると知った。」

「ギリシャの海岸で浮かぶプラスチックごみが、 魚より多かったという話に驚いた。|

など、さまざまな感想とともに、自分たちも できることから始めたいと前向きな声が多く聞 かれました。





# きずな駅伝へのご参加ありがとうございました!

11月19日出に中央運動公園で、第28回スポーツ少年団親善きずな駅伝が開催されました。

保育園児から小学生までの49人が、マラソン部門、駅伝部門ともにゴールをめざして、一生懸命に走り切りました。多くの保護者や先生ら関係者が声援を送り、終盤の苦しい場面でも、最後まで走り抜くことができました。

### 優勝おめでとうございます! (敬称略) -

- •300m部門 第1位 松下 歩叶 (1分24秒)
- •700m部門 第1位 田口 玄也 (2分37秒)
- •駅伝部門 [1区間1000メートル]

優勝 緑チーム (20分55秒)

亘 穂華・富永 瑳奈・新谷 操 大仲ひより・和久 雄輝





### 11.22 [火曜日]

# 写真家 故荒井賢治先生 写真作品寄贈

本村出身で、徳島県を代表する写真家である荒井賢治先生の夫人 荒井 由子さんより、荒井先生の作品22点をご寄贈いただきました。インドな どで撮影した二科会写真部展などの受賞作品が中心です。由子さんから は、闘病中の荒井先生が府能地区から佐那河内村を見渡せる景色を見た ときに、「ここが自分のふるさとだ。」と熱く語ったことなど、さまざま なエピソードをお話しくださいました。

荒井先生の作品やカメラ機材などは、村役場エントランスホールの飾り棚に展示されています。来庁の際には、ぜひご覧ください。



カラい けんじ 荒井 賢治

昭和23(1948)年2月27日生まれ。佐那河内村下字桃山出身。 日本写真家協会会員、二科会写真部会員・理事、徳島県美術家協会理事等を歴任。

平成3年日本写真家協会JPS展金賞受賞、同年個展~源流・吉野川をゆく~を開催。平成8年個展~人間賛歌 遥かなるインド~、平成14年個展~風そよぐ~平家落人伝説~を東京・徳島において開催し同写真集を出版。平成23年「限界集落ふる里に抱かれて」を出版。没後、生前の故人の希望で平成24年同写真展を徳島・東京において開催。村の写真集「伝えたい村の話」を闘病中、平成23年2月から8月に撮影。

平成23(2011)年11月22日没。 故人の希望により村の生家で記念碑とともに眠る。





# ブータン王国が地域コミュニティを学ぶ

今回で3回目となるブータン王国からの研修団が、11月26日出から12月3日出までの間、村のさまざまな取り組みを学ばれました。

研修団は、中央や地方の役人を中心に15人で構成され、地域コミュニティ活動やごみの分別収集、学校給食の取り組みなどについて熱心に学ばれていました。今回の研修を参考としながら地域や国の発展に向けて取り組みを進めるそうです。



▲嵯峨常会では、地域コミュニティの運営について学ばれていました。

# 臨時議会だより

令和4年第5回(11月)臨時会

令和4年第5回臨時会は、11月24日開会され、補正予算案件1件、契約案件2件の審議を行い、原案どおり可決し、同日閉会しました。

### 補正予算案件

### 議案第73号 令和4年度佐那河 内村一般会計補正予算(第5号) について

既定の歳入歳出予算の総額に 4,094万円追加し、予算総額を 34億5,513万円とするもの。

低所得世帯に対する価格高騰による緊急支援給付やエネルギー消費性能の優れた家電製品の購入費用の最大20%を補助するための経費、全住民を対象

とした生活支援商品券の交付に 要する費用や役場庁舎内の多目 的スペースに新たに図書コー ナーを設けるための経費などを 増額するもの。

### 議案第74号 R3 過疎 上中辺地 区村営住宅建築工事請負契約の 変更請負契約の締結について

令和4年3月18日議決の上中辺地区村営住宅建築工事請負契約の請負金額の変更にかかる変更請負契約の締結について、

議会の議決を求めるもの。

### 議案第75号 固定式エアコン・ 発電機購入(R3(繰)避難所 環境整備事業)契約の締結につ いて

地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

# 議会行事出席報告

〈 〉場所・( ) 出席者

11月4日 議員協議会〈議員室〉(全議員)

全員協議会〈役場〉(全議員)

- 6日 第2回佐那河内村学術講演会〈役場〉(石本議長・髙岡副議長)
- 9日~10日 第66回町村議会議長全国大会・令和4年度議長研修 〈東京都〉(石本議長)
  - 11日 小松島市外三町村衛生組合総会〈衛生組合〉(石本議長・加藤議員)
  - 13日 第33回徳島市・佐那河内村グラウンドゴルフ親睦大会 〈中央運動公園〉(石本議長)
  - 14日 議員協議会 (議員室) (石本議長ほか6名)
  - 15日 第54回全国過疎地域連盟総会〈東京都〉(石本議長)
- 16日~18日 村議会議員行政視察・デジタル田園都市国家構想研修会 〈長野県・東京都〉(石本議長ほか6名)
  - 22日 例月出納検査〈監査室〉(服部監査委員・井開監査委員)
  - 24日 第5回佐那河内村議会臨時会〈議場〉(全議員)

# 村の家計簿を公表します

私たちの村の家計簿は、どのようになっているのでしょうか。 納めた税金は、どのように使われているのでしょうか。

村では、毎年11月と5月に財政状況を公表しています。今回お知らせするのは、令和4年度上半期(4月から9月)の予算の執行状況と基金や村債の現在高などです。6か月経過して、予算額に対してどのくらいの収入があり、どのくらいのお金が使われたのか見てみましょう。

佐那河内村財政事情書の作成および 公表に関する条例の規定により、令和 4年4月1日ら令和4年9月30日まで の期間における財政事情を次のとおり 公表いたします。

> 令和4年11月30日 佐那河内村長 岩城 福治

### 一般会計

令和4年度年度上半期一般会計執行状況 令和4年度上半期(4月1日から9月30日まで)の一般会計の執行状況は、次のとおりです。

### ■歳 入

(単位:万円)

■歳 出

(単位:万円)

<b>一</b> // / / / / / / / / / / / / / / / / /					
項目	予算額	収入済額	収入率 (%)		
村税	18,915	12,296	65.0		
地 方 譲 与 税	5,001	1,231	24.6		
利 子 割 交 付 金	15	6	40.0		
配当割交付金	145	47	32.4		
株式等譲渡所得割交付金	190	0	0.0		
法人事業税交付金	283	118	41.7		
地方消費税交付金	4,316	2,328	53.9		
環境性能割交付金	318	135	42.5		
地方特例交付金	92	45	48.9		
地 方 交 付 税	135,111	95,575	70.7		
交通安全対策特別交付金	1	0	0.0		
分担金および負担金	1,971	268	13.6		
使用料および手数料	1,968	810	41.2		
国庫 支出金	37,681	3,969	10.5		
県 支 出 金	12,748	1,151	9.0		
財 産 収 入	1,205	503	41.7		
寄 附 金	15,501	1,734	11.2		
繰 入 金	96,764	69,242	71.6		
繰 越 金	16,941	23,394	138.1		
諸 収 入	2,620	556	21.2		
村	29,943	0	0.0		
合計	381,729	213,408	55.9		

_ ~~ _				
項目		予算額	支出済額	支出率 (%)
議 会	費	3,569	1,692	47.4
総務	費	88,929	30,736	34.6
民 生	費	47,984	16,313	34.0
衛 生	費	29,608	10,250	34.6
農林水産	業費	22,937	10,399	45.3
商工	費	2,191	853	38.9
土木	費	47,827	8,284	17.3
消防	費	11,016	3,568	32.4
教 育	費	19,349	7,358	38.0
災害復	日費	3,712	1,098	29.6
公 債	費	86,747	78,007	89.9
諸 支 出	金	17,210	1,706	9.9
予 備	費	650	0	0
合	計	381,729	170,264	44.6

※現計予算額には前年度からの繰越し額を含む。 ※四捨五入の関係で率に多少のずれがあります。

### 1. 予算の執行状況

(単位:万円)

		歳	入	歳	出	
	予 算 額	収入	済額	支出済額		
		9月30日現在高	収入率 (%)	9月30日現在高	支出率 (%)	
一般会計	381,729	213,408	55.9	170,264	44.6	
国民健康保険特別会計	31,614	16,827	53.2	13,495	42.7	
簡易水道事業特別会計	16,875	5,963	35.3	4,539	26.9	
農業集落排水事業	15,240	10,601	69.6	7,206	47.3	
介護保険特別会計	38,987	16,364	42.0	15,252	39.1	
後期高齢者医療特別会計	4,941	2,814	57.0	1,527	30.9	
宅地造成事業特別会計	5,828	3,189	54.7	14	0.2	
合 計	495,214	269,166	54.4	212,297	42.9	

### 令和 4 年度 上半期予算執行状況

### 2. 財産、地方債および一時借入金

### (1) 公有財産 (行政財産)

① 土地および建物

(単位:m)

① 土地および建物	J			(単位:M)
	土地	建		物
区分	工地   (地債)	木造 (延面積)	非木造 (延面積)	計
	9月30日現在	9月30日現在	9月30日現在	9月30日現在
	現在高	現在高	現在高	現在高
本庁舎(旧)	3,743	0	1,579	1,579
本庁舎(新)	10,114	0	2,410	2,410
消 防 セ ン タ ー	0	0	280	280
老人憩の家	0	0	319	319
公 民 館	0	0	443	443
保健センター	0	0	406	406
生活改善センター	0	257	0	257
農業総合振興センター	685	0	1,082	1,082
多目的研修集会施設	701	144	153	297
学校	14,867	195	5,172	5,367
西ノハナ運動施設	7,914	0	1,160	1,160
子育て拠点施設	0	117	0	117
保 育 所	4,077	0	831	831
休 憩 所	500	Ö	0	0
リサイクルセンター	1,018	0	120	120
消防センター	1,469	63	1,311	1,374
防火水槽	2,066	0	0	0
ログハウス	0	305	0	305
ふれあいグラウンドクラブハウス	0	37	0	37
看 視 舎	0	0	60	60
<u> </u>	0	0	338	338
大川原観光農園管理棟	0	0	222	222
府能発電所資料館	0	90	0	90
公衆便所(徳円寺)	Ö	0	27	90 27
公衆便所(高原広場)	0	0	27	27
公衆便所(ヒルトップハウス)	0	0	19	19
公衆便所(観光農園)	0	Ö	44	44
公衆便所(嵯峨老人憩の家)	Ö	Ö	20	20
公衆便所(高樋地区汚水処理施設)	Ö	17	0	17
村営住宅	1,426	0	283	283
中央運動公園	44,485	15	226	241
キャンプ場避難所	0	0	30	30
有害捕獲鳥獸処理施設	0	0	32	32
新府能発電所	Ö	0	45	45
食業工房さなごうち	0	Ö	391	391
一ノ瀬コミュニティー施設	495	0	0	0
倉庫	631	191	0	191
根郷駐車場	356	0	0	131
多目的地域交流施設	1,586	0	968	968
山林(放牧場)	655,660	0	700	0
<u> </u>	751,793	1.431	17,998	19,429
	1 / 21,/ 23		17,550	19,449

### (普通財産)

①土地および建物

(単位:m)

<b>ジエ2000でと</b> 的									
		土地	建		物				
	区分		区分		/44/主\		木造 (延面積)	非木造 (延面積)	計
				9月30日現在 現在高	9月30日現在 現在高	9月30日現在 現在高	9月30日現在 現在高		
教	員	住	宅	0	0	160	160		
教高倉	原	広	場	2,819	0	0	0		
倉			庫	597	0	0	0		
山	林(放	牧場	)	922,007	0	0	0		
雑	種		地	495	0	0	0		
雑そ合	の		他	18,769	0	0	0		
合			計	944,687	0	160	160		
				•	·	·	·		

### (2)基金

### ① 土地開発基金

	区	分	9月30日現在高
		大黒地域広場	1,274m²
土	地	中尾谷公園	2,070m²
		計	3,344m²
	預	金	7,077万円

### ②その他の基金

(単位:万円)

6 60/160/至亚		(十四・/) 1 1/
区分		9月30日現在高
財 政調整基 :	金	140,747
地域振興基:	金	14,738
減 債 基 :	金	59,411
ふるさと創生基:	金	40,504
中山間ふるさと水と土保全基:	金	1,045
残土処理場運営基:	金	658
役場庁舎改築基:	金	21,228
応 援 基 :	金	22,553
環 境 基 :	金	3,996
小水力発電施設等運営基:	金	1,575
国民健康保険財政調整基:	金	7,664
介護保険支払準備基:	金	7,288
簡 易 水 道 基 :	金	2,451
農業集落排水基:	金	2,391
合	計	326,249

### (3) 地方債残高

令和4年9月30日の事業別現在高および令和4 年度の元利償還金は次のとおりです。

(単位:万円)

(十屋・ク51 3/						
<b>市</b>	地方債	元利償	遺還金			
事業名	現在高	元金	利子			
(一般会計分)						
一般単独事業債	403	114	5			
一般公共事業債	6	1	0			
辺 地 対 策 事 業 債	1,641	109	0			
過疎対策事業債	91,723	5,699	73			
義務教育施設整備事業債	400	0	0			
災害復旧事業債(補助)	6,434	577	2			
公共施設等適正管理推進事業債	9,000	64,000	79			
減税補てん債	137	32	0			
減収補てん債	173	0	0			
臨時財政対策債	4,124	5,701	6			
緊急防災・減災事業債	22,770	1,279	24			
一般補助施設整備事業債	3,369	306	0			
一般会計合計	140,180	77,818	189			
(特別会計分)						
簡易水道特別会計	28,215	2,545	318			
農業集落排水特別会計	64,477	4,561	672			
特別会計計	92,692	7,106	990			
合 計	232,872	84,924	1,179			

### (**4**) **一時借入金** 0 千円

# 人事行政の運営などの状況を公表します

佐那河内村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例ならびに地方公務員法第58条の2および第58条 の3に基づき、次のとおりお知らせします。

### ● 職員の任免および職員数に関する状況

(1)職員数の状況 (単位:人)

令和3年4月1日		令和3:	年度中	令和4年4月1日現在	令和4年4月1日現在
	職員数	採用者数	退職者数	採用者	職員数
一般 職	54	2	1	2	55
フルタイム会計年度任用職員	24	26	6	4	24

### (2)部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位:人)

	区分	職員数		対前矢度増減数	<b>ナた検送</b> 理点
部門			令和4年度	対前年度増減数	主な増減理由
	議会	1	1	0	
	総務	18	18	0	
	税 務	3	3	0	
	民生	11	11	0	
一般行政	衛生	3	3	0	
	農水	5	5	0	
	商工	0	0	0	
	土 木	4	4	0	
	計	45	45	0	
特別行政	教育	5	5	0	
אשרוניתנו	計	5	5	0	
	水道	1	1	0	
公営企業	下水道	1	1_	0	
など	その他	2	3	1	後期高齢者医療広域連合への派遣による増
	計	4	5	1	
	合 計	54	55	1	
フルタイ	ム会計年度任用職員	24	24	-	

### (3)等級および職制上の段階ごとの職員数

(令和4年4月1日)

区分	1級	2級		3級	4級	5級	6級	計
基準となる職務内容	・保育士、保健師の職務・主事補、技師補の職務・主事、技師の職務	保健師の職務は経験を必要とするは経験を必要とする時に高度な知識またりで、	・事務主任、技術主任の	・保育士の職務主任	・保育士の職務・保育士の職務	・課長、主幹の職務 ・保育所長、会計管理者、 議会事務局長、教育次 長の職務	<ul><li>・参事、課長の職務</li><li>・参事、課長の職務</li></ul>	
一般職員 人数	9人		5人	2人	8人	15人	4人	54人
(技能労務職員を除く) 構成比	17%	30	D% [	4%	15%	28%	7%	100%
技能労務職員 人 数	-		-	1人	-	-	-	1人
職制上の段階	1	系員級		係長級	係長級 課長補佐級	課長補佐級 課長級	課長級	
一般職員 人数		25		2人	8人	15人	4人	54人
(技能労務職員を除く) 構成比		46	5%	4%	15%	28%	7%	100%

### 2 職員などの給与の状況

### (1)人件費の状況(普通会計決算)

1.77 11.12 1 11.10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
年 度	住民基本台帳人口(令和4年3月31日)	歳 出 額 (A)	人 件 費(B)	人件費率(B/A)				
令和3年度	2,207人	3,721,692千円	575,550千円	15.5%				

人件費とは特別職の給与、各種委員報酬、職員給与、退職手当組合負担金、共済費などをいいます。

### (2)職員給与の状況(普通会計予算)(参考)

(単位:千円)

左 庄	区分	10000000000000000000000000000000000000	給与費				1人当り
年度	区分	職員数(A)	給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	給与費(B/A)
令和4年度	一 般 職	50人	188,970	43,240	74,970	307,180	6,144
711144月	フルタイム会計年度任用職員	24人	72,888	5,720	12,500	91,108	3,796

職員手当に、退職手当は含みません。

### (3)特別職・議員の報酬などの状況

(令和3年度)

区	分	給料·報酬月額	期末手当支給割合
村	長	735,000円	
副相	村長	593,000円	
教育	育長	549,000円	6月期…1.675月分
議	長	260,000円	12月期…1.525月分
副	義 長	222,000円	
議	員	186,000円	

### (4)職員の平均給料月額および平均年齢 (令和4年4月1日)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	309,500円	41.9歳
技能労務職	-	-

一般行政職とは、福祉職(保育士)、税務職、看護職(保健 師)、企業職(簡易水道、集落排水)を除く、一般的行政事 務に従事する職種です。

### (5)職員の初任給の状況

(令和4年4月1日)

区分			分	行政職	技能労務職
古坎	枋	卒	佐那河内村	150,600円	150,600円
同	仅		国の制度	150,600円	-
大 学	<b>兴</b>	ᆻ	佐那河内村	171,700円	
	<del></del>	+	国の制度	186,700円	

試験区分により初任給を決定します。

### (6)職員の経験年数別、平均給料月額の状況

(令和4年4月1日)

区分	経験10年以上	経験15年以上	経験20年以上
	15年未満	20年未満	25年未満
一般行政職	247,000円	343,000円	363,900円

(7)手半の井辺

(7)手	当の	状況		(令和4年4月1日)			
	手当	名			内	容	
扶	養	手	当	扶養親族を有する職員に対して支給 ○配偶者…月6,500円 ○子…月10,000円(16 ~ 22歳の者は、1人につき5,000円加算) ○扶養親族(配偶者・子以外)…月6,500円			
通	勤	手	当	自動車等を使用して通勤し、その通勤距離が片道2km以上の職員に支給 通勤距離に応じ、月 4,200円〜 18,700円			
住	居	手	当	借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ①月額27,000円以下の家賃を支払っている職員…家賃の月額から16,000円を控除した額 ②月額27,000円を超える家賃を支払っている職員…最高限度額28,000円			
				管理または監督の地位にあ		₩ \$5 ( C 4R \	
管理職手当		当	総 務 課 長 課 長	60,000円 51,000円 総 務 課 42,000円 課	長 47,100円 長 39,300円 幹 31,500円		
正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・時間外勤務1時間につき ・・・当該職員の時間単価×100分の125(22時から翌朝5時までの場合は100分の150) ・ 祝日法による休日および年末年始の休日(1月1日~3日、12月29日~31日) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					75)		
				手当名	手当額	手当名	手当額
			保育手当	月 5,000円	農業集落排水特殊勤務手当	月 4,000円	
		水道特殊勤務手当	月 4,000円	野犬等へい死処理手当	1件 1,000円		
特殊勤務手当		当	税務特殊勤務手当	月 4,000円	鳥獣処理特殊勤務手当	1件 1,000円	
				有害鳥獣捕獲手当	1件 4,000円または1,00	00円	
				防疫作業等手当	日 1,000円 (うち新型コロナウイルス感染症の患者および疑いのあ 置を実施した場合 日 3,000円または4,000円)		

### (8)職員期末・勤勉手当の状況

(令和3年度)

( - ) 1100 47 12 1 -			
区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.275月分	1.125月分	2.40月分
勤勉手当	0.950月分	0.950月分	1.90月分
役耶	有		

### (9)ラスパイレス指数の状況

(令和3年度)

区分	一般行政職	
玉	100.0	
佐那河内村	98.6	

ラスパイレス指数は、一般行政職職員の給料月額から算出 する数値で、国家公務員を100とした場合に、当該市町村 の給与の水準がどのくらいであるかを表しています。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

- ○勤務を要する日…毎週月曜日から金曜日までの週5日間(国民の休日および12月29日から翌年の1月3日までを除く)
- ○1日当たりの勤務時間…午前8時30分から午後5時15分まで(午後0時から午後1時まで休憩時間)
- ○1週間当たりの勤務時間…38時間45分

### (2)休暇制度

(令和3年4月1日)

		類 種 の 暇 休	休暇日数など
	年	次休暇	1年につき20日間
	病	公務上の負傷または疾病	その療養に必要と認める期間
	気休暇	結核性疾病	1年を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
	鰕	上記以外の負傷または疾病	3か月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
		感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限 またはしゃ断	必要と認める期間
		風水害、火災その他の非常災害による交通しゃ断	必要と認める期間
		風水害、火災その他の天災地変による職員の現住所の滅失または破壊	1週間を超えない範囲内で必要と認める期間
		交通機関の事故などの不可抗力	必要と認める期間
		公民権の行使	必要と認める期間
		骨髄液提供のための休暇	必要と認める期間
		職員の婚姻	5日の範囲内で必要と認める期間
_		妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	10日の範囲内で必要と認める期間
有給	特	職員の分べん	分べんの予定日前8週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当     たる日までの期間内において必要と認める期間
	特別休	職員の配偶者の分べん	2日の範囲内の期間
	殿	通信教育における面接授業の受講	1年につき20日を超えない範囲内で必要と認める期間
	-12	母子健康法第10条または第13条に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	区分に応じ、4週間に1回から1週間に1回および医師等の指示する期間
		夏季における盆などの諸行事、心身の健康の維持および増進	7月から9月までの期間内において5日以内
		心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当と認められた場合	採用された日から起算して、10、15、20、25、30、35年または40 年に達する日の属する年において連続3日の範囲
		生理休暇	3日を超えない範囲内で必要と認める期間
		職員が生後満1歳に達しない生児を育てる場合	1日2回(1回60分)
		父母、配偶者または子の法要	1日(配偶者および1親等の血族に限る)
		就学前の子を看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日の範囲内の期間
		忌引	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間
		社会貢献活動	1年につき5日の範囲内の期間
無	給	介護休暇	介護を要する1つの継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内で必要と認める期間

▼取得実績 (令和3年度)

	調査対象職員数	年次	休暇	病気休暇取得日数	特別休暇取得日数	
		取得総日数	平均取得日数		忌引	婚姻
	54人	529.65⊟	9.8⊟	102.32⊟	11.5⊟	0⊟

### 4 職員の休業に関する状況

### (1)休業の種類

種類	内容	
育児休業	子が3歳に達するまでの期間	(無給)

### (2)休業の状況

4壬 米石	f	3和3年度取得者数	<b>效</b>
性規	男性	女性	合計
育児休業	0	6 (3)	6 (3)

() 内の数は、令和3年度において新たに承認を受けた職員の人数です。

### **⑤ 職員の分限および懲戒処分に関する状況** (♠和3年度)

処分内	容	処分者数	処分内	容	処分者数
	免職	0		免職	0
	降任	0		停職	0
分限処分	休職	0	懲戒処分	減 給	0
	降給	0		戒告	0
	失 職	0		訓告など	0

### 6 職員の服務の状況

### 職員の営利企業等従事許可の状況

(令和3年度)

種類	人数	内容
自ら営利企業を営むこと	0人	
報酬を得て事業または事務に従事	9人	有害鳥獣駆除等

### → 職員の退職管理の状況

	人数	届出の有無
令和3年度中退職者	1人	無

### 3 職員の研修の状況

(令和3年度)

研修区分	研修内容など	受講者数	場所
一般研修	新規採用職員研修など	12人	徳島県自治研修
特別研修	税務職員研修、法制執 務研修など	11人	センター、佐那 河内村農業総合 振興センター等
特別研修	_	_	_

### **②** 職員の福祉および利益の保護の状況

### (1)健康診断の実施状況

(令和3年度)

区分	受診者数	区分	受診者数
定期健康診断	50人	日帰りドック	21人
1泊2日ドック	0人	脳ドック	2人

### (2)福利厚生

徳島県市町村職員互助会に加入しており、次のような福利厚 生事業があります。

- ○給付事業…出産祝金、死亡弔慰金など
- ○福祉厚生事業…保養宿泊施設利用助成、各種研修の開催など

### 職員福利厚生団体への補助金の状況

(令和3年度)

補助金交付先	金額
佐那河内村職員研修会	170千円

### (3)公務災害などの認定状況

(令和3年度)

種類	認定件数	種類	認定件数
公務災害	0件	通勤災害	0件

### (4)利益の保護の状況

(令和3年度)

内容	有無
職員の給与、勤務条件、その他の勤務条件に関する措置の要求	無
職員に対する不利益な処分についての不服申立て	無

# <sup>令和4年度</sup> 職員採用試験案内

### 【試験日】令和5年1月15日(日) 【申込受付期間】令和4年12月5日(月)~令和4年12月23日金)

### 11 試験区分、採用予定人員および職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務(高等学校卒業程度)	若干名	一般行政事務に従事します。
土木(高等学校卒業程度)	1人	土木技師の業務に従事します。

### 2 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務・土木(高等学校卒業程度)	昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人。

<sup>※「</sup>卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

### 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - イ 当村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された人
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その 他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心身耗弱を原因とするもの以外)

### **国** 試験の日時および試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	令和5年1月15日(日) 10時00分から	佐那河内村役場
第2次試験	令和5年2月以降(日時および場所は、第1次試験	合格者に通知します。)

### 4 試験の方法および内容

区分	試験種目	試験区分	時間	方法および内容
	教養試験	一般事務	10:00~	公務員として必要な一般的知識および知能について、高等学校卒業程度の択
	<b>教食</b> 武殿	土 木	12:00	一式による筆記試験を行います。
                 	事務適性検査 性格特性検査 一般事務 職場適応性検査		13:00 ~ 14:10	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での 性格特性を検査します。
次試験	専門試験	土 木	13:00 ~ 14:30	土木技師として必要な専門知識および能力について、択一式による筆記試験を行います。出題分野【数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工】
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	土 木	14:40 ~ 15:50	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での 性格特性を検査します。

区分	試験種目	試験区分	方法および内容		
第2次試験	論文試験		公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現 力などを有するかどうかをみるための試験を行います。		
	集団討論	  - 般事務			
	□述試験	,32 3 33	主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。		
	論文試験	土木	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現 力などを有するかどうかをみるための試験を行います。		
	□述試験		主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。		

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

# 寒い季節、やけどにご注意を

日ごと寒くなってお鍋など温かい食べ物が恋しい季節ですが、熱い物を取り扱う際はやけどにご注意ください。

### 「やけどを負ってしまったら」まずは、できるだけ早く水で冷やしましょう。

やけどの治療で大切なのは傷を受けていた箇所をできるだけ早く冷やすことで、その後の治り方に 大きく差が出ます。

水道水などの流水を使い10~20分、患部に水を流し続けます。

### 冷水使用時の注意点

①冷えすぎに注意 ②衣服は脱がせない ③水ぶくれは破らない

- ※傷口に市販の軟膏やアロエを塗るのは危険、かえって治りが遅くなります。
- ※髪の毛や鼻毛が焼けている時は、煙の吸い込みによる呼吸器系のやけどの可能性が高いので、すぐ救急車を呼びましょう。

### 「徳島県救急搬送支援システム」運用開始のお知らせ

徳島県は救急医療の充実を図るため、令和4年11月1日から「徳島県救急搬送支援システム」の運用を開始しました。本村もこのシステムに参画しています。

《利用・活用の全体イメージ》



### 同じ情報を参照することで課題を共有

「徳島県救急搬送支援システム」とは、救急隊と医療機関が患者の状態(画像・動画など)、現場の状況、病院の受け入れ可否情報を共有することで、救急搬送の効率化、救命率の向上、症状の悪化防止、早期治療を図るために導入するシステムです。

### 村民のみなさまにお願い

今後、出動や搬送の際に写真や動画の撮影を行う場合があります。原則として実施する際はその旨を説明します。取得されたデータは救急搬送隊と搬送先病院のみ閲覧可能で、強固なセキュリティにより保護されますので外部流出などの危険はありません。 ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

# 4Rでごみの減量に取り組みましょう

本村では年々ごみの量が増加していて、その処理にかかる費用も増加しています。ごみの減量には、みなさまの協力が不可欠です。自分の生活を振り返ってみて、4Rの取り組みができる部分がなにかないか探してみてください。

4Rを心がけて、環境に優しい無駄の少ない生活をめざしましょう。

### 4Rとは

**4 R**とは、リフューズ(**R**efuse)、リデュース(**R**educe)、リユース(**R**euse)、リサイクル(**R**ecycle)の4つの語の頭文字をとった言葉です。

# リフューズ (Refuse)

### ごみになるものを家庭に持ち込まない。 不要なものは買わない。断る。

- ●マイバックを持ち歩いて、レジ袋を断る。
- ●弁当の割り箸や使い捨てのスプーンを断り、 繰り返し使える箸やスプーンを使う。





# リデュース (Reduce)

ごみを減らす。ものを大事にする。 できるだけごみを出さない生活をする。

- ・洗剤やシャンプーなど容器に入った製品を 毎回買うのではなく、詰め替え用を選ぶ。
- ●料理を作りすぎない、食材を買いすぎない。





# リユース (Reuse)

繰り返し使用する。修理して使う。 人に譲る。リユースできるものを使う。

- ●リサイクルショップ、フリーマーケットなどを利用する。
- ・家具や家電製品など修理して長く使う。



# リサイクル (Recycle)

どうしてもごみになるようなものは、正しく分別して資源として活用する。

- ごみはしっかり分別して出す。
- リサイクル製品を優先して選ぶ。



お問い合わせ 🌑 産業環境課

# 佐那河内村生活支援商品券を 全村民に配布します

本村では、コロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響を鑑み、消費喚起を促し地域経済の活性化を図ることで、村民生活や事業活動を支援することを目的として、経営に多大な影響を受けている村内店舗・事業者で利用できる**佐那河内村生活支援商品券**を発行し全村民へ配布します。

### □事業概略

佐那河内村民を対象に5,000円/組の商品券を配布(500円券×10枚セット)

発 行 数:約2,180組(全村民1人あたり1組)

利用期間:令和4年12月21日>>令和5年2月28日>>

### □ 商品券配布予定時期

令和4年12月21日似から

### □ 交付対象者

令和4年11月1日時点で佐那河内村の住民基本台帳に記録されている者

### □ 利用できる店舗・事業者など

商品券送付時に登録された店舗・事業者などの一覧表を記載したパンフレットを同封しますのでご確認ください。

### □ 利用方法

登録された店舗・事業者などで現金と同様に利用できます。 ※釣り銭は出ません。※利用期間を過ぎると商品券は利用できません。

### 【利用できない商品の例】

- ア 不動産および金融商品
- イ たばこ
- ウ ギフト券、ビール券、プリペイドカード等の金券
- エ 切手、官製はがきおよび印紙
- オ 国税、地方税、使用料その他公租公課
- カ その他村長が特定取引の対象とすべきでないと認めたもの

お問い合わせ 🛑 産業環境課

# 佐那河内村省エネ家電製品 購入事業補助金について

本村では、エネルギー消費性能の優れた家電製品によるエネルギーの利用の合理化の促進により地球温暖化対策の推進を図るとともに、停滞する村内の経済の活性化を図るため、エネルギー消費性能の優れた家電製品を購入する村民に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

【受付期間】令和4年12月1日(水)~令和5年3月15日(水)

【提出先】〒771-4195 名東郡佐那河内村下字西ノハナ31番地 佐那河内村役場 産業環境課 宛

### ■ 対象者の主な条件

(1)令和4年11月25日金から令和5年2月28日以までに新品(未使用品)の補助対象省エネ家電(下記 【対象家電】参照)を合計5万円(税抜)以上購入した村民。

(2)補助金の申込日において、本村に住民登録がある人。

### ■ 対象家電

(1) エアコン 統一省エネラベル4つ星以上 ※1 (2) 冷蔵庫(冷凍庫) 統一省エネラベル3つ星以上 ※1

(3) テレビ 統一省エネラベル4つ星以上 ※1 ※2

(4) 照明器具 統一省エネラベル4つ星以上 ※1

- ※1省エネ基準達成率は購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。サイト に登録のない製品については、メーカーや販売店にて、基準達成の有無をご確認ください。
- ※2テレビは、旧基準(2012基準)で評価された製品のうち、上記基準を満たす製品を対象とします。 また、新基準(2026基準)で評価された製品のうち、上記基準を満たす製品も対象となります。

### ■ 補助額

購入額(税抜)に応じて補助額が変わります。購入費合計5万円以上が対象となります。補助金の額は、補助対象経費に20%を乗じて得た額の1千円未満を切り捨てた額とし、3万円を上限とします。補助対象者に対する補助金の交付は、1世帯につき1回を限度とします。

### ■ 提出書類

- (1) 交付申請書
- (2) 領収書の写し(申請者が対象家電を購入したことが証明できるもので、製品名や支払い金額の内訳が記載されたもの。)
- (3) 製造事業者が発行する保証書の写し(申請者の氏名、住所、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。)
- (4) 住民票の写し(続柄が記載され、発行から3か月以内のもの。本籍地およびマイナンバーは不要。)
- (5) その他(村長が必要と認める書類。)

お問い合わせ ● 産業環境課

### ■ お知らせ

# 農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農地を農地以外(具体例:宅地、駐車場、資材置場、植林など)に利用する場合には、農業委員会への転用の申請をする前に、農用地区域から除外する手続きが必要です。該当者は、産業環境課まで申請をお願いします。

【申請受付期限】 令和4年12月1日(水)から令和4年12月28日(水)まで 【申請用紙】 産業環境課または村ホームページ

申請にあたり次の点にご留意をお願いします。

- 申請地が農用地区域内農地かどうかは産業環境課で確認できます。
- ●農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て、県の同意・許可を受けることになりますので、一定の期間(約半年)がかかります。農地以外に転用をお考えの人は、早めにご相談ください。
- ●申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

# 農地の無断転用等はやめましょう

- 農地法の許可を受けずに転用したり (無断転用)、申請した内容と違うものを作ったりすること (許可条件違反) は、認められていません。
- ●農地法違反で刑事告発されると、最高3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)に処せられることがあります。また、国や県から工事の中止や原状回復(元の農地の状態に戻す)などの命令がなされる場合があります。
- 違反転用事業者はもちろん、土地の所有者も違反転用者として処分の対象となりますのでご注意ください。

### 役場窓口からのお知らせとお願い

### 【年末年始の窓口業務について】

# 12月29日休から1月3日火まで窓口業務はお休みさせていただきます。



### この期間停止する業務

- 戸籍・住民票・印鑑証明・税証明など各種証明 書の発行。
- 転入・転出など住民異動 届の受付

### 受付できる届出

戸籍の届出は閉庁時間外でも、宿日直が受付します。ただし、閉庁期間は届書の審査ができないため、1月4日例の窓口開庁日以降に補記・訂正をお願いする場合がありますのでご了承ください。

### 戸籍届書の提出について

閉庁期間中に婚姻届・養子縁組届など、戸籍届書の提出を予定されている人は、できましたら12月28日例までに住民税務課戸籍係に一度ご相談ください。

# マイナンバーカード 休日受け取りのご案内

役場開庁時間に、マイナンバーカードを受け取りに来ることが難しい人のために、下記の日程でマイナンバーカードの受け取り窓口を開設します。



### 休日受け取り窓口実施日

休日にマイナンバーカードを受け取ることができます。

場所
那河内村役場1階 住民税務課窓口





### 休日受け取り窓口をご利用される人へ

- マイナンバーカードの受け取りができるのは、原則本人のみとなっております。
- 感染症対策と当日の混雑防止のため、**事前予約制**での対応とさせていただきます。 ご利用を希望される場合は、事前に住民税務課までお申し込みください。 ご予約は先着順での受け付けとなるため、ご希望に添えない場合があります。
- 当日は、マイナンバーカードの申請支援やマイナンバーカードに関するご相談なども併せて お受けいたします。
- 休日受取窓口開設時に、住民異動や諸証明などの交付はできません。



### マイナンバーカードの受け取りに必要なもの

- □ 個人番号カード通知書・電子証明書発行通知書(はがき)
- □本人確認書類
- □ 通知カード(平成27年11月ごろ送付している個人番号が記載されたもの)
- □ 住民基本台帳またはマイナンバーカード(お持ちの人のみ)

マイナンバーカードの受け取りに関するご予約・お問い合わせ 住民税務課 25679-2114

# マイナンバーカードでマイナポイントをもらおう!

現在総務省が実施している最大20,000円分のポイントがもらえる『マイナンバーカードでマイナポイント第2弾』の対象となる、**マイナンバーカードの申請期限は令和4年12月末まで**となっています。

マイナポイントを受け取るためには、上記期限までにマイナンバーカードを申請し、受け取った後に令和5年2月末までに『マイナンバーカードでマイナポイント第2弾』の特設サイトまたはアプリよりお申し込みが必要となります。この機会にぜひお申し込みください♪

# 民生委員・児童委員が決まりました ~新しく委員になられた皆さんです~

### 民生委員(敬称略)



富永 善明 嵯峨·共栄·栗見坂· 宮上·中央(嵯峨地区)



松本 幸代 東山・丸田東・丸田西・ みまつ南



栗野 サチ子 中分東・中分・中分西・ 東内



安藝 春喜
和協·蝮塚·中畑·下奥野々(遠野
地区以外)·音羽(遠野地区以外)



近藤 つよ子 中津・中浦・日浦・尾端・ みまつ(根郷地区)



松下 祐子 朝宮·井開·北山東· 北山西·谷



東條 干惠 一ノ瀬·尾境·高樋



林 洋 寺谷東・寺谷さくら・尾尻・ 菅沢・みまつ(寺谷地区)



山田 順子 新町・中辺・馬越・ 中央(宮前地区)



山田石太郎 上中辺・平地日ノ地・ 平地影



岡本 和子 仁井田東·仁井田西・ 西府能



水原 エミ子 秋城・玉ノ木谷・東府能・下奥野々 (遠野地区)・音羽(遠野地区)

### 主任児童委員(敬称略)



坂田 弥生 村内全域



中井 悦子

12月1日、全国一斉に民生委員・児童委員の改選が行われました。村でも14人(内主任児童委員2人)のみなさんが厚生労働大臣から委嘱され、3年間の任期で活動を始めました。

民生委員・児童委員の活動は、住民のみなさんの生活ととても 密接しているもので、地域福祉の先導的な役割を担っています。

もし、お困りのことがあれば、 お気軽にご相談ください。



# 佐那河内村地域包括支援センターだより

**12** 月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。 楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。みなさんの参加をお待ちしています。

教室名	日時	会場
いきいき体操教室	12月19日月)13:30~15:30	農振センター
健康料理教室	12月20日以 10:00~12:00	農振センター
脳若トレーニング教室	1月13日金 10:00~11:00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。 ※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

### 佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所:特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内 ■ 電話:679-3383 ■ 担当:佐々木・加藤・音井

# 12歳以上の新型コロナワクチン 初回(1・2回目)接種 について

初回(1・2回目)接種に使用する従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定です。 初回(1・2回目)接種を希望される人はできるだけ早く接種を受けてください。

なお、オミクロン株対応2価ワクチンは、初回(1・2回目)接種が完了していないと接種できません。 これまで2年間、年末年始の後に新型コロナは流行しています。流行に備えて計画的なワクチン接種をご検討ください。

対 象 者

12歳以上の人

接種回数

2回の接種が必要です。原則として1回目と2回目は同じ種類のワクチンを接種します。

1回目接種から3週間後に2回目の接種を行います。

使用ワクチン

ファイザー社製ワクチン(従来型ワクチン)

接種費用

無料

接種方法

接種を希望される人は健康福祉課までご連絡ください。

健康福祉課で接種券の発行・予診票のお渡しと、予約方法についてお伝えします。

※令和3年に対象者へお渡ししている初回接種用の接種券は、現在使用できませ

実施期間

### 令和5年3月31日必までを予定

※初回(1・2回目)接種に使用する従来型ワクチンは、年内で、国からの供給が終了する予定です。ワクチンの供給状況などによっては、実施期間より前に初回(1・2回目)接種は終了となる可能性があります。

 実
 施
 医

 療
 機
 関

- むくの木クリニック ………… 徳島市国府町東高輪353-1

持 ち 物

- ①接種券(A4のシール用紙)②問診票 ③本人確認書類
- ④お薬手帳 (お持ちの人のみ)

注意事項

- ・接種に関するお問い合わせは、健康福祉課へお願いします。
- ・新型コロナワクチンは、インフルエンザワクチンとの同時接種が可能です。その他の予防接種を行う場合は、新型コロナワクチンの接種日から前後2週間以上の間隔を空ける必要があります。
- ・接種当日は肩の出しやすい服装でお越しください。

お問い合わせ●健康福祉課

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金とは

国において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増をふまえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり5万円を支給することが決定されました。これを受け、本村でも本給付金の支給を行います。

# 2 支給対象の世帯

### ① 住民税非課税世帯

基準日(令和4年9月30日)において、本村に住民登録があり、世帯全員が令和4年度分の住民税均等割非課税である世帯。

※世帯全員が住民税課税者の扶養親族等となっている 世帯、租税条約による免除を届け出ている人を含む 世帯は支給対象外です。

### ② 家計急変世帯

①に該当する世帯以外のうち、予期せず、 令和4年1月から12月までの家計が急変し、 同一の世帯全員が住民税均等割非課税の世帯 と同様の事情にあると認められる世帯。

※「予期せず家計が急変」には、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるものなどの通常収入が得られない月の収入など、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかである場合は含みません。

# 3 支給までの流れ

### ① 住民税非課税世帯

対象と思われる世帯に、本村から「支給のお知らせ」または「確認書」を送付しています。

### (1) 「支給のお知らせ」が届いた世帯

支給を辞退する場合または振込先口座を変更する場合のみ、届出が必要です。

「支給のお知らせ」に記載しました期日までに届出がない場合、令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給した口座に振り込みます。

### (2)「確認書」が届いた世帯

確認書の内容を確認いただき、必要事項を 記入のうえ、令和5年1月31日似までに返 送してください。提出期限までに返送がな い場合または内容に不備があり受理ができ ない場合、本給付金は支給できませんので、

### ご注意ください。

確認書に記載されている□座と異なる□座への振り込みを希望する場合、本人確認書類の写しや振込先□座の確認書類の写しの添付が必要です。

### ■提出期限

令和5年1月31日以【当日消印有効】

### ■支給時期:

確認書が本村に届き次第、内容を審査し、 不備がなければ指定□座に支給します。

### ② 家計急変世帯

対象となる世帯である場合は、申請書をホームページからダウンロードまたは健康福祉課窓口で受け取り、必要書類とともに提出してください。申請時点での世帯状況で、世帯員それぞれの任意の1か月の収入(所得)を年収に換算して判定します。

### ■申請期限

令和5年1月31日以【当日消印有効】

### ■提出物

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援 給付金申請書(請求書)(家計急変世帯分)
- ●簡易な収入(所得)見込額の申立書【家 計急変者】
- ●任意の1か月の収入がわかる書類の写し (給与明細書、年金振込通知書等)
- 事業、不動産収入がある場合はその金額がわかる書類(帳簿等)
- 本人確認書類の写し
- 振込先金融機関□座確認書類の写し その他、本村が追加で資料を求めることが あります。

### ■支給時期

申請書が本村に届き次第、内容を審査し、 不備がなければ指定□座に支給します。

### お問い合わせ

価格高騰緊急支援給付金窓口:健康福祉課 制度についてのお問い合わせ:

内閣府コールセンター

電話0120-526-145 (午前9時から午後8時、 土日祝・12月29日から1月3日は除く)

### 令和 4 年度 佐那河内村

# 住民税非課税世帯生活支援助成金の

# 申請期限を令和5年1月31日火まで延長

村では、令和4年度の住民税非課税世帯に対し、電気料金の一部を助成し、当該世帯の生活を支援することを目的に、**助成金(1世帯あたり1万円)の支給を行っています。** 

次のいずれにも該当する世帯の世帯主で、まだ申請をされていない人は、お早めに申請してください。(郵 送可)

- 令和4年9月1日において、本村内に住所を有し、生活の本拠がある世帯(入院・施設入所などの事情により不在の世帯を含みます。)
- 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、または令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- 市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族などのみで構成される世帯でない世帯
- 電気料金の契約者が同一の世帯に属する者である世帯

### ◆申請に必要なもの

- ・電気料金の契約者が同一の世帯に属する者であることが確認できるもの(申請日前6か月以内のもの) の写し(電気料金のお知らせ、検針票など)
- ・振込先口座が確認できるもの
- ・朱肉を使う印鑑
- ◆申請書は、健康福祉課にあります。村のホームページからダウンロードもできます。 申請書の郵送を希望される人は、健康福祉課までご連絡ください。

### 「助成金」に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください!

お問い合わせ ● 健康福祉課

# 国保脳ドックについて

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。

対象者 村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人 (ただし、2年に1回の助成となります。令和3年度に助成された人は対象となりません。) 期 間 令和4年7月1日から令和4年12月中旬まで 受診場所 協立病院・田岡病院 負担金 3,000円 定 員 全体で30人 \*\*脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診

※脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。同時に受診 される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お申し込み ● 健康福祉課

# 上嵯峨地区 先よみ ワークショップ報告会

### 実際の行動に

上嵯峨地区5常会のみなさんと、8月から進めてきた「先 よみワークショップ」の報告会を11月8日(火)に開催しま した。

第1回目のワークショップを始めたころは、人口減少による 漠然とした不安が中心でしたが、具体的な課題の整理からそ の課題に対する取り組みの検討、さらには始めやすい取り組 みの順番の整理と段階的に進めたことにより、各常会とも具 体的なイメージを持つことができました。

報告会では、改めてこれまでのワークショップを振り返り、各常会として何に取り組んでいくのかを再確認し、発表 しました。

具体的には、地域の人口減少に問題意識を持っている宮上常会では、「地道に地域をPRしていく」ということを確認し、まずできることとして、地域でSNS(ソーシャル・ネットワークサービス:インターネット上で写真や動画などの情報を発信するサービス)のアカウントを作り、上嵯峨の魅力を発信していくことから始めようという発表がありました。

実は、この新しいSNSの取り組み、すでに「インスタグラム」という若者を中心に利用されているSNSに「kamisaga\_sanagochi」というアカウントで始まっています。

今後はフォトコンテストの開催など、積極的に地域の魅力 を住民の視点で発信していく取り組みも発表されました。

また、他の常会からは、5年後10年後の消防団員の不足や常会の運営が難しくなることを見据えて、「常会出席者の世代交代を進めていく」という取り組みが発表されました。

毎月集まっている常会の高齢化も進む中、家族内で意図的 に出席する人を変えていく(完全に交代するのではなく、家 族のいろんな人が少しずつ出席する回数を増やしていく)こ とで、無理のない世代交代が進むのではないかという提案も



ワークショップ全体の進行は本村在住の、 徳島大学の田口太郎さん。



第3回目のワークショップの結果を確認しながら、 自分たちにできる具体的な取り組みをイメージします。



メモをびっしり書かれている参加者もいらっしゃいました。

ありました。さらには、技術革新が進んでいるモバイルの活用や新しい情報機械の導入にも取り組んでみたいということも紹介されました。

加えて、「村外へ転出された人たちが帰ってきたいと思う 地域づくり」を進めていくために、今回の先よみワーク ショップの成果資料を常会で配布し、現状を共有することか ら始めていこうという意見が多く出されました。

高齢化していく地域での防災活動に関心の高い嵯峨常会では、揃えている防災用品を利用して、「常会の前に炊き出しをやってみる!」という決意も語られました。11月26日の常会で実施されるとのことです。



今回、3週間の間隔で先よみワークショップを進めてきました。地域の人口減少や高齢化が進む中、将来を見据えて活動を起こしていくことは難しく感じられがちです。しかし、このまま何もせずに時間が経過してしまうと、状況はますます深刻になります。

紹介したように、最初に始める活動が簡単なものでも、それぞれの地域の実状に即した形で、少しずつ活動の幅を広げていくことが大切です。上嵯峨地区の5常会は、この先よみワークショップを契機に小さな1歩を踏み出しました。ぜひ、他の地域のみなさんも小さな活動づくりに向けて考えていきましょう。



各常会では、これまでの取り組みを振り返りながら、 実際に始める活動を確認していきます。



上嵯峨地区全体の前で発表する前の確認中でも、熱のこもった 意見交換が行われ、新しいアイデアも出されていました。



「自分たちはこれをやります!」 全体の中で力強く発表いただきました。

# 実施する地区や組織を募集します!

上嵯峨地区では自分たちの地域にとって遠いようで近い未来である"10年後"の地域の様子の視覚化からワークショップをスタートし、自分たちの実状に即した取り組みを考えてきました。みなさんの地域や組織で、少しでも「こういう取り組みが必要では?」と感じられましたら企画政策課にご相談ください。改めてワークショップの意義や進め方について、ご説明させていただきます。また、今回の報告書も企画政策課にてご覧いただけますので、お気軽にお声掛けください。

人口減少は今後も進みますが、佐那河内村の明るい未来に向かって、少しでも多くの地域や組織からの ご相談をお待ちしています。

# 11月6日 (人権大学講座 現地研修 (人形のムラ)

コロナ禍で休止していた現地研修を、今年度は徳島市国府町の芝原で行いました。むつみ会館にて芝原生活文化研究所代表の辻本一英さんにご講演いただき、実際に現地でフィールドワークを行いました。そして、今年3月にオープンした「人形のムラ」にて、国の登録有形民族文化財にも登録されている阿波木偶の門付け用具などを見学し、阿波木偶箱まわし保存会の中内正子会長、南公代副会長に三番叟まわしの実演をしていただきました。

三番叟まわしの歴史や、戦争・差別・環境破壊などの理由により無形文化財が消えそうになっていたこと、辻本さんたちがどのような思いでその文化をつないできたかなどをお聴きし、文化と差別の関係性や、現在においても根深く残る差別意識について学ぶことができました。







# 

シンガーの木山裕策さんを講師に「ガンが教えてくれたこと〜自分に向き合って見つけた夢〜」と題し講演とライブを行っていただきました。木山さんはガンになったことがきっかけで、歌手をめざすことを決意し、失敗しても諦めず



に挑戦して夢を叶えられました。ご自身の体験を元に、何のために働くのか、ガンになって変わったことや見つけた夢、



コロナ禍でも夢を叶えるためにどのように活動してきたかなどをお話しいただきました。そして、「自分で考える習慣をつけよう」「本当にやりたい夢が見つかったらまずは頑張って、失敗しても諦めずに続けてみよう」「困ったときは友だちや家族に相談してみよう」と小学1年生から大人まで約200人の参加者に分かりやすく伝えてくださいました。また、ライブでは木山さんの美しい歌声と、歌に込められたメッセージが心に響き、参加者は手拍子したり、静かに聴き入ったり……たくさんのパワーをいただけた1時間半でした。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会



# 「ようこそ絵本の世界へ」 絵本の展示会を開催しました

11月8日以、令和4年度2回 目の絵本の展示会を開催したと ころ、健康福祉課が実施した「離 乳食講習会、1歳児・2歳児歯



科・栄養相談」に参加されたみなさんにお越しいただきました。

0~2歳児を対象とした絵本や大型絵本を展示し、今回はぬいぐるみも 仲間入り。子どもたちは大きな恐竜や大型絵本の表紙が気になって近づい

たり、絵本をめくって笑って くれたりと、それぞれの楽し み方をしてただきました。新 しく利用者登録をして本を借 りて帰ってくれた人もいて、 村立図書館を知ってもらう機 会にもなりました。





佐那河内村立図書館 (農振センター3階)

■ 開館時間 / 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 ■ 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日) ■ お問い合わせ 教育委員会

### 村立公民館からのお知らせ

# 新春 囲碁・将棋大会 中止のお知らせ

日頃より、村民のみなさまには公民館活動に対し、ご協力を賜り、ありがとうございます。 さて、毎年恒例の「新春囲碁・将棋大会」については、感染症再拡大防止の観点から、昨年同様 中止とさせていただきます。

ご理解のほどよろしくお願いします。

台風後水鳥集まる澄んだ川 星月夜見上げる言葉交わさずに 髙橋 田口 仁美

人生の師と仰ぐ人逝く秋思

夕立に話もはずむ雨やどり 坂田 小夜

安喜

この頃は土を踏まずに稲を刈る

豪雨去りすぐに始まる虫時 サキシロ

1/2 南 ひ ŧ わ n 句

月

十 ナ

収振 セン



#### 【お問い合わせ】

### 一般財団法人さなごうち事務局

電話 636-4030 FAX.636-4032 E-mail:ichizai.sanagochi@gmail.com



# 移住相談イベントに参加しました!

### ●とくしま回帰セミナーオンライン移住相談会

11月5日に行われた、とくしま回帰セミナーオンライン 移住相談会に参加しました。2組の相談者とお話しができ て、佐那河内村の暮らしや農業について説明をさせていた だきました。村のよいところは来てみないとわからないこ とが多いので、相談者には何度もお越しいただくようお伝 えしています。



### ●徳島県移住相談会in大阪

11月12日に行われた、徳島県移住相談会in大阪に参加し ました。相談者は1組でしたが、大阪ふるさと暮らし情報 センターや徳島森林づくり推進機構とつながりができまし た。関東はもちろんですが、四国に近い関西からも呼び込 んでいきたいので、大阪ふるさと暮らし情報センターと連 携しながら佐那河内村をアピールしていきます。



# 駐在所だより

# 年末の交通安全県民運動 実施中!

【期間】12月10日出~1月10日火

運動重点

- ◆高齢者の交通事故防止
- ◆夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ◆飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

### 民暴弁護士等による無料相談!

【と き】12月17日出 午後1時~午後4時

【ところ】徳島市新町橋1丁目4番2

(公財) 徳島県暴力追放県民センター (旧新町交番)

### 【お問い合わせ先】

- ●警察本部暴力追放ダイヤル 626-0110
- (公財) 徳島県暴力追放県民センター 0120-893-171

### 佐那河内村 地域の安全を守る会

(佐那河内村駐在所協力団体)

警察官と共に地域のさまざまなイベントにも参加して、みなさん が安全で安心して暮らせるよう日夜活動を続けています。

• (会 長)

西村 義顯 • 井開

松下 弘

• (副会長) • (理事)

岡本 隆次 ・西ノハナ

柳沢 光男 忠

• (理事)

日下 早苗 • 中溝 山本 喜彦 宮前 藤本 松下 弘典

• (理事)

富長 伸司 • 仕出

栄治 谷渕

何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。 駐在所(電話679-2110) へのご連絡をお待ちしています。

緊急の場合は110番通報を!



# 社協だより 第267号

# □受賞おめでとうございます

村内での社会福祉の推進における功績が認められ、日本赤十字社から日下幸子さん、安部トシヱさん、林三恵子さん、安富由美子さんが表彰を受けられました。長年にわたる活動、ご協力に感謝申し上げます。

日本赤十字社 業務功労表彰者

(順不同敬称略)

◇社長感謝状:日下 幸子

◇銀色有功章:安部 トシヱ・林 三恵子・安冨 由美子

# □ 男性の料理講習を開催しました 11/15㎞

男性の料理講習を開催し、8人が参加してくださいました。わからないことは先生に聞きながら、みなさん熱心に料理を作られていました。





**〜メニュー〜** 和風タンドリーチキン 豆腐とわかめのサラダ 焼きレンコン

# □ 剪定講習会 11/24(木)·25(金)

黒川造園から講師をお招きし、剪定講習会を開催しました。2日間で11人が参加し、安全な作業をする心構えや、剪定に使用する道具の説明を受講したあと、実技講習では講師の手先に注目しながら、一枝一枝の大切さを確認し、みなさん熱心に受講されました。







### 善意銀行だより

● 中河 要様 金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域社会福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

# さなごうちスポーツクラブだより

# ≫ 11月27日<sup>(日)</sup> **2022さなごうちスポーツクラブ祭り開催**

秋晴れの中、中央運動公園グラウンドにて「2022さなごうちスポーツクラブ祭り」が開催されました。午前はサッカー大会、午後からはモルック大会とソフトボール大会が行われ、小学生から一般の人までたくさんの人にご参加いただきました。コロナ禍でスポーツから離れ、久しぶりのプレーに苦戦している人もいましたが、笑顔もたくさん見られる楽しい大会となりました。対戦試合で行われたサッカー大会とソフトボール大会はともに上字チームの勝利となりました。









▲サッカー大会

▲モルック大会

▲ソフトボール大会

### ≫大会新記録優勝 おめでとう!

11月6日(日)に行われた「第28回徳島県小学生陸上競技選手権大会」で佐那河内TFC所属の仲野 結さん (12) が女子3~6年生ジャベリックボール投に出場し、48メートル31の大会新記録で優勝しました。3月に行われる大会では、徳島県新記録をめざして出場する予定です。



# 1 教室カレンダー

### 佐那河内小中学校体育館

卓球 19:30~21:00

### 中央運動公園グラウンド



サッカー・フットサル 18:30~20:30



バドミントン※ 20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

●参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申し込み・スポーツ保険加入の手続きをしてください。●日程は変更する場合があります。●状況により会場を変更する場合があります。

【お問い合わせ】さなごうちスポーツクラブ事務局

電話 050-2024-5825

### 状況により中止になる可能性があります。

=	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20 <b>4</b>	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

# 情報ボックスの発売の最高のでしまった。

月		曜日	行事名	場所	時間	備考
	16⊟	金	健康づくりチャレンジ教室 対象:特定健診で血圧・血糖が少し高 めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30 ~ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
12月	19⊟	月	いきいき体操教室 対象: 医師から運動制限を受けていない人	農振センター 1階 大会議室	13:30 ~ 15:30	【持参物】運動しやすい服装、水筒 *マスクの着用にご協力ください。 *新型コナウイルスの影響により、中止になる可 能性があります。ご了承ください。
	20日 火		健康料理教室 対象:健康づくりに関心のある人	農振センター 1階 大会議室 ほか	10:00~12:00 (予定)	【持参物】 材料費200円、エプロン、三角巾 ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ~翌11:00	
	23⊟	金	健康づくりチャレンジ教室 対象:特定健診で血圧・血糖が少し高 めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30 ~ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	27日	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ~翌11:00	
	28⊟	水~金	歳末特別警戒	各消防団詰所	19:30~21:00	
	2 🖯	月	令和5年二十歳のつどい記念式典	村民ホール	10:00~11:00	
	3 ⊟	火	可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ~翌11:00	
	8 ⊟	В	令和5年 消防団出初式	小中学校グラウンド	10:00~11:00	
	10日 火	火	心配ごと相談、行政相談、人権擁 護相談、特別(法律)相談	農振センター 1階 大会議室	9:00~12:00	
1			可燃ごみ、古紙などの収集	追上駐車場	11:00 ~翌11:00	
月	13⊟ €		脳若トレーニング教室 対象:65歳以上の人	農振センター 1階 大会議室	10:00 ~ 11:00	※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
		金	健康づくりチャレンジ教室 対象:特定健診で血圧・血糖が少し高 めの人	農振センター 1階 大会議室	19:30 ~ 21:00	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	15⊟	В	第3回佐那河内村学術講演会 「佐那河内村の植物について」	村民ホール	10:00 ~ 11:30	

# 第81回 読み合い朗読会 「伝えたい村の話」佐那河内村史から

- ●81回は佐那河内の農産物の中から芋類と蔬菜根菜と菜類) を読みました。特筆すべきは芋類で、戦中戦後は極度の食糧不足にて、多収穫を余儀なくされました。しかも戦中は外戦用の燃料原料として生のまま輪切りにした「白干し」供出もあり、その完納や食料確保に苦しんだようです。
- ・先月号でお知らせしましたが、ワラ草履を作りました。ワラジと書いてしまいましたがゾウリの間違いでした。桜集会所にて老人会の人たちが丁寧に教えてくださいました。しかしワラ打ちも根気のいることで、縄ないも初めての私には要領が分からず四苦八苦しました。それでもみなさん、手が痛い膝が痛いと言いながらも、ワラをゾウリにしていく様は本当に見事でした。それも「小学低学年に作ったきりでよ。」にはビックリ感嘆でした。私は何とか片足作るので精一杯。それでも感激。作ってくださったゾウリは、「プレゼントよ!」と、
- わが家の家宝となりました。履いて使わせていただいています。モチワラが柔らかくて作りやすいとのこと。来年、再チャレンジしたいです。
- それまでは布ゾウリも教えてもらってコツを覚えなくては。 使わない服などを再利用したいと思います。SDGsの中の 12。つくる責任つかう責任。3R(ごみを減らし、再利用し、 資源化すること)。ピッタリだわ。社会に貢献できるゾウリ 作り。来年、一緒に作りましょう。また、お知らせします。

ツリーベルズ 鈴木 昇・惠子

【次回の開催】第82回 1月12日休 19:30~20:30

場 所: 役場 多目的スペース お問い合わせ: 鈴木 (090-2156-7935)

(古いけれど新しい感動の本です。ぜひ一緒に読みましょう。)

### 人のうごき(敬称略)

【おくやみ申し上げます】

●令和4年11月5日

喜田トキ子(83) 下字下野

●令和4年11月21日

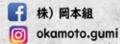
北川 武(92) 上字北山

住民基本台帳登録数

令和4年11月末日現在

[人口] 2,183人(0) [男] 1,064人(-1)[女] 1,119人(1)[世帯数] 950(2) ※()前月比





佐那河内村 岡本組

\*エクステリア工事 カーポート・門扉・駐車場 フェンスアルミ製品一式 \*土木工事、建築基礎、左官

(株) 岡本組 佐那河内村上字宫前42-13 2679-3660/FAX679-3661 イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】 認定施工店です。

『非含有の【リボール式防水】 改修やリフォームに。安心、安全な防水材

100%自然素材塗り壁材【深呼吸】 抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果 アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方 🎉



### |事経験者の方

**丰工**左

☎ 679-2119 IP5793 佐那河内村上字宮前 50

★お電話の上、履歴書(写貼)をご持参ください。詳細は面談にて



### 事業者のみなさ

令和4年度



### 編集後記

広報のデザインが変わって3か月になりました。先月号まで 村の人々を紹介しましたが、12月号では徳島県を拠点に活 躍する写真家の米津光(あきら)さんが撮影した佐那河内村 の風景を表紙にしています。

新しくなった広報のご意見や感想、載せてほしい村の話題 などありましたら、ぜひ企画政策課までお知らせください。

# 健康づくりの会(食生活改善推進委員) のおすすめレシピ

# No.141 鯖のみそ煮



### 材料(4人分) 鯖……4切れ

生姜	1片
水	150ml
こんにゃく	· 140g
根深ねぎ	1本
みそ大2と	≤½~3
Α	
しょうゆ	····大1
酒	・ 大2
砂糖	た2と½
みりん	大1
	, , ,

エネルギー 190kcal タンパク質 13.1 g 7.0 g 16.4 g 栄養成分 脂質 炭水化物 塩分 1.6g

救急要請

### 作り方

- ①鯖の皮目に切れ目を入れ、湯通しする。(湯をかけて もよい)
- ②生姜は皮をむき、薄切りにする。 こんにゃくは縦5mm幅に8枚切り、下ゆでしておく。 根深ねぎは3cmの筒切れにする。
- ③フライパンに水と生姜を入れ、中火で煮る。 煮汁が沸いてきたら、A の調味料と鯖・こんにゃく・ 根深ねぎを加え、落とし蓋をし10分~15分位煮る。
- ④鯖を取り出し、器に盛り、残りの汁にみそを加え、 とろみが出るまで煮詰め、鯖にかける。

### ポイント

煮詰める際に、鯖を煮過ぎると固くなるので取り出し、 みそは最後に入れることで風味と仕上がりが良くなり ます。

電話番号

総務課 679-2113 健康福祉課 679-2971 679-2217 所

679-2136

消防センター

産業環境課 679-2115 企画政策課 679-2973 課 679-2970 設

679-3999

議会事務局 679-2152 住民税務課 679-2114 教育委員会 679-2817

ΙP 電話 番号 教育委員会

村役場代表 5000 ~ 5004 議会事務局 5005

5006